

令和8年1月1日から

林野火災注意報・警報 運用開始

警報発令中はたき火等の行為は禁止されます！！

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した林野火災をはじめ、近年、全国各地において大規模な林野火災が発生しています。

このような状況を踏まえ、火災予防条例が一部改正され、林野火災への対策として「林野火災注意報」、「林野火災警報」が運用開始されました。

林野火災注意報・警報とは

林野火災の予防上注意を要する気象状況になった際、林野火災注意報を発令し、火災予防条例に定める「**火の使用の制限**」について、**努力義務**を課します。

さらに、予防上危険な気象状況になった際には林野火災警報を発令し、同条例に定める「**火の使用の制限**」について、**義務**を課します。

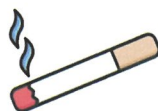
火の使用の制限（例）



たき火・火入れ



煙火（花火）



喫煙（屋外）



野焼き



取灰・火の粉の始末

※これらの火を使用しないこととなります。

詳細は裏面をご覧ください

林野火災注意報の発令基準

(1)又は(2)のいずれかの条件に該当する場合。ただし、当日に降水が見込まれる場合又は積雪がある場合は、この限りではありません。

- (1) 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下。
- (2) 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発令。

林野火災警報の発令基準

林野火災注意報の発令基準に加え、**強風注意報が発令**された場合。

発令対象となる区域・期間

対象区域は二本松市・本宮市・大玉村の各市村ごとになります。また、発令基準にすべての市村が該当する場合は、全市村に発令します。発令された区域に火の使用の制限が課せられます。対象期間は、原則1月1日から5月31日までです。

火の使用の制限に従わない場合

林野火災注意報発令中は**罰則の伴わない努力義務**を課します。

一方、林野火災警報発令中は火の使用の制限に**従わない場合、30万円以下の罰金又は拘留に処される**場合があります。（消防法第44条規定）

発令状況の確認について

林野火災注意報・警報が発令された場合は、防災行政無線及び消防車両での巡回等により、周知や広報を行います。

その他以下の手段により、発令状況が確認できます。

○安達地方広域行政組合ホームページ（<https://www.adachikouiki.lg.jp/>）

※下記のQRコードを読み込むとホームページにアクセスできます。

○災害案内ダイヤル（TEL.0243-23-1119）

※災害発生中は災害案内が優先されます。



お問い合わせ

後援 安達地方消防設備士協会・安達地方危険物安全協会

安達地方広域行政組合消防本部

TEL.0243-22-1211

FAX.0243-22-1355



北消防署 TEL.0243-24-1573

東和出張所 TEL.0243-46-2320

岩代出張所 TEL.0243-55-2214

南消防署 TEL.0243-33-2875